

OECD多国籍企業行動指針に関する株式会社みずほフィナンシャルグループ、
株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに対する
問題提起に係る最終声明

2021年1月15日
経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針
に係る日本連絡窓口（NCP）

1 OECD多国籍企業行動指針

（1）1976年に経済協力開発機構（OECD）が採択した「OECD多国籍企業行動指針」（以下、「行動指針」という）は、政府から多国籍企業に対する勧告であり、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税などの幅広い分野における責任ある企業行動の原則と基準を定めたものである。

（2）行動指針に参加する各国政府には、「各国連絡窓口」（NCP：National Contact Point）が設置される。我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者で日本連絡窓口（以下、「日本NCP」という）を構成し、行動指針の普及活動、行動指針に基づき提起された問題への対応を行っている。

（3）行動指針に法的な拘束力はないが、日本NCPとして、各企業が行動指針を遵守することを奨励してきている。

（4）行動指針上、NCPが企業の行動について同指針に沿っているかどうか判断することは求められていないため、日本NCPは企業の行動が同指針に沿っているかどうかを判断しない。また、日本NCPは、提起された問題に関する各当事者の主張に関し、その事実認定及び正当性について判断を行わない。

2 問題提起及び主導NCP決定の経緯

（1）問題提起

2018年9月19日、Market Forces（以下「問題提起者」という）は、OECD多国籍企業行動指針に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、「みずほフィナンシャルグループ」という）、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」という）及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、「三菱UFJフィナンシャル・グループ」という）（みずほフィナンシャルグループ、三井住友銀行及び三菱UFJフィナンシャル・グループを総称して、以下、「被提起企業」という）が下記（2）のとおり行動指針に違反して

いるとして日本NCPに問題提起した。

(2) 問題提起者が主張する問題の概要

問題提起者が主張する個別事例の内容は、概ね以下のとおりである(2018年9月19日時点)。

みずほフィナンシャルグループ、三井住友銀行及び三菱UFJフィナンシャル・グループがベトナム社会主義共和国ギソン2石炭火力発電事業への融資を行っており、同国ブンアン2石炭火力発電事業及びバンフォン1石炭火力発電事業への融資を検討している。また、みずほフィナンシャルグループ及び三菱UFJフィナンシャル・グループは、同国ナムディン1石炭火力発電事業への融資を検討している。これらの事業に関して、被提起企業は以下の事項を怠り、行動指針に違反している。

ア 石炭火力発電所によって影響を受ける地域社会との協議が十分に行われ住民の見解が考慮されることを事業の出資者が確保するように影響力を行使すること

イ 石炭火力発電事業によって影響を受ける地域社会が十分な情報開示(環境社会影響評価を含む)を受けて意思決定を行うことを確保するために、事業の出資者に対して環境、生計、健康への影響に関する情報の提供を要求するか又は自ら情報を提供すること。

ウ 生計や健康に関する権利等人権への影響及び環境面のダメージを検討し防止し最小化するよう事業の出資者に求めること。

(3) 問題提起者の要請内容(2018年9月19日時点)

問題提起者は、被提起企業に対し、日本NCPのあっせんによる対話に応じること、環境社会影響評価等の重要な情報をステークホルダーに提供するか又は環境社会影響評価の公開を発電事業の出資者に促すこと、出資者がステークホルダー等と協議するよう影響力を行使すること、ギソン2石炭火力発電事業の環境及び人権への影響について独立したレビューを行うとともに同事業への融資について再考すること、融資検討中のブンアン2、バンフォン1(被提起企業全社)及びナムディン1(みずほフィナンシャルグループ及び三菱UFJフィナンシャル・グループ)各石炭火力発電事業は各金融機関の融資方針に合致しないことを確認することを要請したいとしている。問題提起者はまた、被提起企業に対し、環境への影響があること及び再生可能エネルギーが石炭の重要な代替物であることを考慮してベトナム国内の石炭火力発電事業への融資を排除するよう方針を変更することを要請したいとしている。

(4) 問題提起者による追加の連絡

2019年5月、問題提起者は、バンフォン1石炭火力発電事業に関して日本NCPに連絡した。同年4月19日に株式会社国際協力銀行が同事業を対象とする貸付契約を締結しており当該貸付は株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行等との協調融資であることを伝えるとともに、同事業は行動指針の第三章「情報開示」第2項(f)、第四章「人権」第1項、第VI章「環境」第2項(b)及び第6項(a)に違反すると主張するもの

であった。日本NCPは、連絡の内容を被提起企業に伝達した。

(5) 行動指針の該当箇所

問題提起者が被提起企業による違反を主張する行動指針の規定は、以下のとおりである。

<行動指針の第二章「一般方針」A第14項及びB第2項>

地域社会に重大な影響を及ぼし得る事業又は他の活動のための計画及び意思決定において、関連する利害関係者の見解が考慮される有意義な機会を提供するため、そうした利害関係者に関与する。(A第14項)

適当な場合には、責任あるサプライチェーン管理に関する私的又はマルチ・ステークホルダーによるイニシアティブ及び社会的対話に関与し、又はそれを支援しつつ、これらのイニシアティブが開発途上国の社会的及び経済的効果と既存の国際的に認められた基準を然るべく考慮することを確保する。(B第2項)

<第三章「情報開示」第3項>

企業は、以下の事項を含む追加的情報を公表することを奨励される。

- a) 公の開示を目的とした企業価値又は事業行動に関する声明。(企業活動との関連性に応じ、行動指針に規定される事項に関連する企業の方針に関する情報を含む。)
- b) 企業が賛成する方針及びその他の行動規範、これらの採択日並びにこれらの声明が適用される国及び事業体。
- c) これらの声明及び行動規範に関連する成果。
- d) 内部監査、リスク管理及び法令遵守に関する情報。
- e) 労働者及びその他の利害関係者との関係に関する情報。

<第四章「人権」第2項及び第3項>

企業自身の活動の文脈において、人権への悪影響を引き起こす又は一因となることを避けるとともに、そのような影響が生じた場合には対処する。(第2項)

企業が人権への悪影響の一因となっていなくとも、取引関係により、企業の事業活動、製品又はサービスに直接結び付いている場合には、人権への悪影響を防止し又は緩和する方法を模索する。(第3項)

<第六章「環境」第2項及び第4項>

費用、事業上の秘密及び知的所有権保護に関する関心を考慮しつつ、次の行動をとる。

- a) 企業活動の環境、健康及び安全への潜在的な影響に関する適切、計測可能、検証可能で(該当する場合には)かつ時宜を得た情報を社会及び労働者に提供する。この情報には、環境面での成果改善の進展についての報告を含み得る。

b) 企業の環境、健康及び安全に関する方針及びその実施によって直接に影響を受ける集団と、適切かつ時宜を得た連絡及び協議を行う。(第2項)

危険性に関する科学的及び技術的理解に則しつつ、環境に対し重大な損害を与えるおそれがある場合には、人の健康及び安全も考慮に入れ、十分な科学的確実性を欠いていることを理由として、かかる損害を予防し最小限にするための費用効率の高い措置を先送りしてはならない。(第4項)

3 初期評価の実施

日本NCPは、2020年2月21日、行動指針及びOECD多国籍企業行動指針(2011年改訂版)日本連絡窓口(NCP)の手続手引に基づき、提起された問題がさらなる検討に値するかどうかについての初期評価を行った。その検討結果は、以下のとおり。

(1) 日本NCPが主管すべき案件か

ベトナムは行動指針参加国ではなく同国にはNCPは設置されていないところ、被提起企業が所在する日本のNCPが本件を取り扱うことが適当である。

(2) 問題に関する当事者及びその利益

問題を提起したのは、オーストラリアのNGOであるFriends of the Earth Australiaの一部を成すMarket Forcesである。問題提起書によると、問題提起者は、オーストラリア国内外で金融部門における環境面で持続可能な行動を唱道しており、ベトナムで石炭火力発電の広がりによる環境悪化や生計手段喪失を防ぐために活動している組織を支持して本件問題を提起した。

被提起企業は、日本に本社を置くみずほフィナンシャルグループ、三井住友銀行及び三菱UFJフィナンシャル・グループである。

(3) 問題が実体的で実証的か

問題提起者は上記2のとおり具体的な問題を提起している。

株式会社国際協力銀行の2018年4月13日付及び2019年4月19日付プレスリリースによって、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行等がギソン2石炭火力発電事業及びバンフォン1石炭火力発電事業を対象として協調融資を実施することが確認できる。

被提起企業は、日本NCPとの面談の際に、提起された問題に対する意見を具体的に示した。

これらを検討し、日本NCPは、問題提起者と被提起企業との間で見解の異なる具体的な問題が現実存在することから、問題が実体的で実証的なものであると解する。

(4) 企業の活動と提起された個別事例との間に結び付きがあると思われるか

提起された問題は、被提起企業の融資事業に関する問題であり、初期評価時点で融資契約が

締結された事実が確認できない案件を除いて、被提起企業の活動と提起された個別事例との間に結び付きがあると思われる。

(5) 裁判所の判決を含む、適用可能な法律及び手続との関連性

問題提起者は、環境影響評価がベトナムの環境保護法（No 55/2014/QH13）に則して行われていないと思われると主張している。日本NCPは、この主張が正しいか否かの判断は行わない。

(6) 他の国内的又は国際的手続で同様の問題がどのように過去及び現在取り扱われているか

問題提起書によると、本件個別事例に影響を与えるような他の国内的又は国際的手続は行われていない。

(7) 個別問題の検討が行動指針の目的及び実効性に貢献し得るか

提起された問題は行動指針の規定に関連するものであり、本件個別問題の検討が行動指針の目的及び実効性に貢献し得ると考える。

(8) 結論

日本NCPは、上記(1)～(7)のとおり検討した結果、提起された問題は真正で行動指針の実施に関連しており、更なる検討に値すると判断する。ただし、ブンアン2、ナムディン1に係る問題提起については、初期評価時点で被提起企業が融資契約を結んだ事実は確認できないことから、更なる検討に値しないと判断する。

この結論は、被提起企業の行動が行動指針に反するか否かを判断するものではない。

4 問題解決支援のための日本NCPの取組

(1) 日本NCPは、当事者間による問題解決を支援すべく、問題提起者との面談及び被提起企業との面談を重ねてきた。その中で、問題提起者の見解を被提起企業に伝える、問題提起者の要望に応じて被提起企業から同企業の見解等を聴取し問題提起者に伝える等の対応を行った。

(2) 初期評価とあっせんの諾否の照会

日本NCPは、2020年2月21日、問題提起者及び被提起企業に対して、初期評価を送付するとともに、問題提起者から提起された事項に関して日本NCPのあっせんによる対話の諾否について回答を依頼した。

(3) 当事者双方によるあっせん受け入れの表明

2020年2月26日、問題提起者から、2020年3月16日、被提起企業から日本NCPのあっせんによる対話に応じる意向が示された。

(4) あっせんの決定

上記（３）をもって日本NCPは、あっせんによる対話を行うことを決定し、その旨当事者双方に通知した。あっせんに際しては、秘密保持契約を結ぶこととし、当事者双方から秘密保持誓約書（手続手引様式１）の提出を受けた。

5 あっせんの実施

2020年7月15日、問題提起者及び被提起企業参加の下、日本NCPがオンライン形式で提供するあっせんによる対話を行った。その概要は以下のとおり。

（１）問題提起者による問題提起及び要請事項

問題提起者はギソン2石炭火力発電事業及びバンフォン1石炭火力発電事業に関し、以下4点を問題提起する。

ア ステークホルダー・エンゲージメント：環境社会影響評価実施に関する地域社会への適切な協議の実態が明らかでない。

イ 情報公開：被提起企業が融資者としての影響力を行使し、地域社会にとって重要である情報公開を出資者に十分に促していない。

ウ 環境：二酸化炭素排出による環境汚染、石炭灰による住民にとっての深刻な環境への潜在的影響と健康リスクがある。

エ 人権：再定住を余儀なくされた住民に対する生活保障がなく、それについて声を上げようとしたギソン2周辺漁民への嫌がらせがある。

これを踏まえ、問題提起者は本件2プロジェクトに対する独立した人権及び環境レビューの実施並びに融資契約に至るまでのプロセスの再調査を要請する。また3社が、本件2プロジェクトに限らず、今後ベトナムにおける新たな石炭火力発電事業への融資を行わず、再生可能エネルギー発電増強を支援するよう融資政策を方針転換することを要請する。

（２）被提起企業による見解及び要請に対する回答

被提起企業はOECD多国籍企業行動指針の精神に則り、グローバル・ファイナンスに携わる良き企業市民として、環境社会問題に取り組んでいる。特定プロジェクトの情報については顧客との守秘義務があり開示できないとして、被提起企業が採択している赤道原則（EP）による融資プロセス及び被提起企業の基本的な環境への取組及びデュー・ディリジェンスについて資料をもとに説明した。

本個別案件について、被提起企業は融資者という立場であり、事業者としてプロジェクトを運営しているわけでも、株主として保有しているわけでもない。環境社会影響評価書の作成や環境許可申請は事業者が実施している。したがって被提起企業の事業への関与は間接的であり、かつ融資者としても総額の過半を占めるマジョリティー・レンダーでもないことから、融資契約を交わした事業者に対して行使できる影響力は限定的である。しかしながら、EP原則

7に基づいて独立した環境・社会コンサルタントによるレビューを実施し、適切にデュー・ディリジェンスを行い、事業者に対して環境社会への配慮、ステークホルダーとの対話等を働きかけており、E P 遵守を確認している。

(3) 問題提起者及び被提起企業の対話

上記被提起企業の見解に対し、問題提起者からは一般論のみではなく、個別案件について問題提起者が違反とする事項に対してエビデンスを交えた説明が求められた。

これに対し、被提起企業は個別案件の情報開示については、顧客との守秘義務契約による強い制約があったなかで、顧客との守秘義務契約に反しない範囲で具体的な説明を行ってきた旨示された。

また、問題提起者からはE P 原則7に基づいた独立した環境・社会コンサルタントのレビュー実施の検討とその結果の共有、E P 原則8に基づいた融資先が適切な行動を取っていない場合に融資先がコベナントを遵守するよう促す被提起企業の対策を確認したいといった要望がなされた。

これに対し、被提起企業は、融資に際し、E P 原則7に基づき事業者が地域社会と適切に協議していることを独立した環境・社会コンサルタントが確認した結果を考慮した上で融資を行っていることを、また、守秘義務の制約からその評価内容であるデュー・ディリジェンスレポートを開示できないことを説明した。

こうした対話を経て、問題提起者と被提起企業は、E P を遵守し適切なデュー・ディリジェンスを行うことについて方向性としては同意したが、個別具体的な案件ベースの開示については立場に懸隔があった。

上記の対話を踏まえ、日本NCPは合意に向けた問題提起者及び被提起企業の意見の懸隔があったことから、合意に向けて双方が提案を行うよう促した。

(4) 合意に係る双方からの提案

上記(3)に対し、問題提起者からは、被提起企業の守秘義務により、対話の場が開放的な議論につながらなかったことに対する遺憾の意が示された。また、日本NCPが発出する最終声明において、なぜ被提起企業が問題提起者の要請に応じられないのかを明確化することが求められた。その上で、改めて被提起企業が独立した環境・社会コンサルタントによるレビューを行うこと、当該レビュー結果に基づき、要すればギソン2、バンフォン1に対する融資を見直すことや、不可能であれば代替案を示すことが示された。

これに対し、被提起企業は、顧客との守秘義務の制約がある中で、最大限の努力により最大限の情報開示を行ったことを再度説明した。問題提起者の提案に関しては、既に独立した環境・社会コンサルタントによるレビューを実施済みであり、新たなコンサルタントとの契約を結ぶことはせず、現行の枠組みの中で努力し、問題があれば解決したいという主張が述べられた。

(5) 本あっせんの結論

問題提起者が提起した問題、要請事項及び提案内容について、多数当事者間の見解の懸隔が埋まらず、本あっせんでは合意が成立しなかった。一方、当事者双方は忌憚ない意見交換が実施できた点、問題提起者が必要な情報を継続的に提示していく点、被提起企業がOECD多国籍企業行動指針の理念を尊重し、EP等に基づき適切なデュー・ディリジェンスを行い、将来のEP改定に向けたエンゲージメントを継続する方針について一致した。また、当事者双方は2回目のあっせんは実施せず、最終声明の発出に向けた手続を進めることで一致した。

6 結論

NCPによる問題解決支援は、関係当事者の合意に基づくことが前提である。日本NCPが提供するあっせんによる対話において、当事者双方が満足する結論が得られなかったことは残念だが、5(5)のとおり方向性が一致した点があったことは一つの成果であった。対話に参加した問題提起者、被提起企業には謝意を示したい。

本件では、かかる合意が存在しないことに鑑み、OECD多国籍企業行動指針の実施手続に関する注釈第35項に従い、日本NCPは、本事案に関する手続を終了する。

(了)